

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例 福島県税条例の一部を改正する条例 一
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 一
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 一
- 福島県医療法施行条例の一部を改正する条例 一
- 福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例 一
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 一
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 五
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例 六
- 福島県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 六

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例、福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例及び福島県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規

定に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年七月十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県条例第四十号

福島県税条例の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の四第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「第三百七十七条の三の二第二項」を「第三百七十七条の三の二第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合に、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第三百七十七条の三の二第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

第六十四条第一項第一号ア(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ウ中「二・五トン」を「三・五トン」に改め、同号エ中「二・五トン」を「三・五トン」に、「トラック」を「バス」に改め、同号エ(1)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号エ(1)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号エ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十」を「令和二年基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号オ中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同号オ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値」を「基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率）」に改め、同号カ中「バス又は」を削り、同号カ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同項第二号ア(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同項第三号ア(2)中「百分の六十五」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」に改め、同号オ(2)中「百分の八十」に改め、同号オ中「第九条の四第十三項」を「第九条の四第十五項」に改め、同号オ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号オを同号キとし、同号エ中「バス又は」を

削り、「第九条の四第十二項」を「第九条の四第十四項」に改め、同号エ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十一項」を「第九条の四第十三項」に改め、同号ウ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(二) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十二項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

第六十四条第二項第一号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十四項」を「第九条の四第十六項」に改め、同号イ中「車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラック」を「家用の乗用車」に、「第九条の四第十五項」を「第九条の四第十七項」に改め、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十」に改め、同号イ(2)の次に次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第六十四条第二項第一号ウ中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「第九条の四第十六項」を「第九条の四第十八項」に改め、同号ウ(1)中「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ウ(1)中「四分の一」を「二分の一」に改め、同号ウ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号エ中「バス又は」を削り、「第九条の四第十七項」を「第九条の四第二十項」に改め、同号エ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第十九項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

第六十四条第二項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる石油ガス自動車

ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(一) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(二) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二十二年基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第六十四条第二項第三号ア中「乗用車」を「営業用の乗用車」に、「第九条の四第十九項」を「第九条の四第二十三項」に改め、同号イを次のように改める。

イ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十四項に規定するもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第六十四条第二項第三号エ中「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十七項」に改め、同号エ(2)中「以上」を「百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「バス又は」を削り、「第九条の四第二十二項」を「第九条の四第二十六項」に改め、同号ウ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第九条の四第二十五項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
第六十四条第四項中「からエまで」を「イ及びオ」に、「及びイ」を「イ及びエ」に改め、同項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の百四十一」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十二」に改め、同表第一項第一号エ(3)及びウ(2)の項中「及びウ(2)」を削り、同表第一項第一号エ(2)の項中「第一項第一号エ(2)」を「第二項第一号オ(2)」に、「平成二十七年以降」を「令和四年度以降」に、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。)に、「百分の百五十一」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「百分の百四十四」を「百分の百五十一」に改め、同表に次のように加える。

(3) 第二項第一号イ	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
(2) 第二項第一号エ	令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百四十七

第六十四条第五項中「第二号及び第三号ア」を「及びイ、第二号並びに第三号ア及びイ」に改め、同項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」

に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ア(2)の項中「百分の六十五」を「百分の七十」に、「百分の九十四」を「百分の百二」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第一号ア(2)、第二号イ及び第三号ア(2)の項中「第二号イ及び第三号ア(2)」を削り、同表に次のように加える。

(2) 第二項第一号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
(2) 第二項第二号ア	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
(2) 第二項第二号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二
(2) 第二項第三号ア	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十七
(2) 第二項第三号イ	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二

附則第十条の三の第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。
附則第十条の四の第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第二十条第一項中「租税特別措置法第三十七条の十三第一項」を「県民税の所得割の納税義務者(租税特別措置法第三十七条の十三第一項)に、「県民税の所得割の納税義務者」を「もの」に改め、「あつたものを除く。」の下に「)又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第二項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式(以下この項において「設立特定株式」という。)を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の施行令附則第十八条の六第二項に規定する要件を満たすものに限る。)に限る。」を加え、「租税特別措置法第三十七条の十三の二第二項」を「同法第三十七条の十三の三第一項」に、「特定株式が」を「特定株式(設立特定株式を含む。以下この項において同じ。)が」に改める。

第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項各号列記以外の部分中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号ア(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号ア(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第三号ア(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号イ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号キ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて

得た数値」を「令和七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項第一号ア(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号ア(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の六十」に改め、同項第三号ア(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号オ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第二号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十三」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百七十二」に改め、同表第二項第一号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の百五十一」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の百五十二」に改め、同表第五項の表第一項第一号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号イ(2)の項中「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第二号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二十三」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号ア(2)の項中「百分の八十」を「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二十三」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二十三」に改め、同表第二項第三号ア(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十七」に、「百分の百二十三」に改め、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項(第三号キに係る部分に限る。)及び第二項(第三号オに係る部分に限る。)の規定は、平成二十七年基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号キ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第三号オ(2)において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号オ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるも

のとする。
附則第十条の三の三第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に、「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。
附則第十条の三の四中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。
附則第十条の四第一項第二号中「次項第六号」の次に「及び第三項第三号」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中福島県条例第三十一条の四の改正規定及び附則第二条第一項の規定
令和七年一月一日
- 二 第二条及び附則第四条の規定
令和七年四月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福島県条例(以下「新条例」という。)第三十一条の四第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四十五条の二第一項ただし書に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同法第四十五条の三の二第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十条第一項の規定は、同項の県民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第一条の規定による改正前の福島県条例附則第二十条第一項の県民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 新条例第六十四条及び附則第十条の三の三の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十条の四の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の福島県条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(税 務 課)

福島県条例第四十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十八条の九第十項」を「第二十八条の九第十項第一号」に改める。

第六条の二及び第九条の六中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第六条の二及び第九条の六の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(税 務 課)

福島県条例第四十二号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症に係る」を削り、同項を次のように改める。

7 職員が、特定新型コロナウイルス等(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定する新型コロナウイルス等)、当該新型コロナウイルス等に係る同法第十五条第一項に規定する政府対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。)をいう。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第九条の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(人事委員会規則への委任)

2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(人 事 課)

福島県条例第四十三号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例(平成二十四年福島県条例第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県医療法施行条例の一部を改正する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(地域医療課)

福島県条例第四十四号

福島県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設条例(昭和三十九年条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項、二の項及び三の項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県児童福祉施設条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(児童家庭課)

福島県条例第四十五号

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条、第三十条及び第三十八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十九条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条、第六十八条第一項、第八十二条第一項、第九十三条及び第一百一条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(児童家庭課)

福島県条例第四十六号

福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に、同条第九項中「入所している」を「通所している」に改める。

第七条第九項中「入所している」を「通所している」に改める。

第二十四条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第五十五条の六第三項及び第五十七条第四項中「入所している」を「通所している」に改める。
第六十一条第四項及び第八十三条第五項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第二条 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（令和五年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改める。

附則第二項中「第四十一条の二」の下に「第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六、」を加える。
附則第三項中「第四十一条の三第二項」の下に「（第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の六において準用する場合を含む。）」を加える。

附則
この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（児童家庭課）

福島県条例第四十七号

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第三十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（児童家庭課）

福島県条例第四十八号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中「放電加工」を「非接触除去加工」に改める。
別表二の表3の項中「放電加工」を「非接触除去加工」に、「電気機器組立て」を「電気機器組立て シーケンス制御」に、「強化プラスチック成形 陶磁器製造」を「強化プラスチック成形」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（産業人材育成課）

福島県条例第四十九号

福島県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ア中「できるもの」の下に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるとを含む。）」を加え、同条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（交通規制課）

